横須賀市社会福祉審議会
（2026.11.10）
高齢福祉専門分科会　資料１－１
全　体　会　資料２－１

横須賀市高齢者保健福祉計画（第 10 期介護保険事業計画及び認知症施策推進計画を含む）案の概要について

１　策定する計画の概要

（１）概要

高齢者が生きがいをもって暮らし、介護を必要とする状態となることを予防し、また、介護を必要とする状態となっても、住み慣れた地域でいつまでも安心して暮らし続けることができる、「いくつになっても誰もが自分らしく幸せに生きられるまち」を実現するため、市町村介護保険事業計画、市町村老人福祉計画及び市町村認知症施策推進計画を一体とした「横須賀市高齢者保健福祉計画（第 10 期介護保険事業計画及び認知症施策推進計画を含む）」を策定します。

（２）根拠法令

介護保険法第 117 条第１項
老人福祉法第 20 条の８第１項、
共生社会の実現を推進するための認知症基本法第 13 条第１項

（３）計画期間

令和９年度（2027 年度）から令和 11 年度（2029 年度）まで（３年間）



２　計画の概要

（１）基本目標

◆◇◆　基　本　目　標　◆◇◆

いくつになっても誰もが自分らしく幸せに生きられるまち

（２）目標・方針

基本目標を踏まえ、本計画に位置付ける各種施策の実施を通じて、本市が目指す未来像を３つの目標として設定します。

・誰もが健康で生き生きと主体的に暮らせるまち
・誰もが地域の一員として支え合い、暮らせるまち
・誰もが自分に合った環境で安心して暮らせるまち

この３つの目標に向けて取り組む施策について、５つの方針を設定します。

・方針１　それぞれの状態に応じた健康づくり
・方針２　地域における支え合いの基盤づくり
・方針３　高齢者本人と家族等を支えるネットワークの充実
・方針４　認知症との共生（認知症施策推進計画）
・方針５　介護保険制度の持続可能で安定的な運営

３　各方針の目指す姿

（１）方針１：それぞれの状態に応じた健康づくり

- ◆ 高齢者本人が意識して【健康寿命の延伸・自立】を目指し、重度化防止や状態改善に主体的に取り組んでいる
- ◆ 年齢を重ねても趣味や人との交流など、これまで楽しんでいたことを継続できる
- ◆ 身体機能が低下しても、専門職等の支援を受け、安心して維持・改善に取り組み、充実した生活を送ることができる

（２）方針２：地域における支え合いの基盤づくり

- ◆ 高齢者が、地域コミュニティに興味や関心を持ち、実際に活動に参加することで、たくさんの人とつながりを持っている
- ◆ 地域において、多様な団体が活発に活動し続けている
- ◆ 自分や周囲の人の困りごと、支える側の悩みを相談・共有できる場が地域にある

（３）方針３：高齢者本人と家族等を支えるネットワークの充実

- ◆ 高齢者本人や家族等の介護者及び地域での対応が困難な問題が生じた場合、必要に応じて相談できる先がある
- ◆ 多種多様な支援、サービスが地域に存在する
- ◆ 高齢者が住み慣れた自宅での生活を継続し、その人らしい毎日を安心して送ることができる

（４）方針４：認知症との共生（認知症施策推進計画）

- ◆ 認知症の有無にかかわらず、誰もが日頃から役割と居場所を持ち、過ごしている
- ◆ 認知症について不安があれば、早期の相談や、適切な支援につながることができる
- ◆ 多くの市民が認知症を身近に感じ、認知症になった後も同じ地域の一員として、お互いの意思と希望を尊重し合いながら、生活を続けられる

（５）方針５：介護保険制度の持続可能で安定的な運営

- ◆ 介護や支援が必要な人が、必要なサービスを過不足なく受けられ、日常生活を安心して送れている
- ◆ 専門職がその専門性を生かし、介護や支援が必要な人とその介護者の生活の継続を支えている
- ◆ 介護職の専門性や魅力が広く浸透し、介護職員が定着している

４　計画策定における現在までの審議状況等

（１）第31回分科会：令和８年５月21日（木）
審議内容：市民・介護事業所アンケート調査の集計結果について
計画の策定スケジュール案について
計画の骨子案について
計画内容の検討について（第１章～第３章）

（２）第32回分科会：令和８年６月11日（木）
審議内容：計画内容の検討について（第４章　方針１、２）

（３）第33回分科会：令和８年７月16日（木）
審議内容：計画内容の検討について（第４章　方針３）

（４）第34回分科会：令和８年８月20日（木）
審議内容：計画内容の検討について（第４章　方針４）

（４）第35回分科会：令和８年９月10日（木）
審議内容：計画内容の検討について（第４章　方針５）

（５）第36回分科会：令和８年10月８日（木）
審議内容：計画内容のとりまとめについて（第１章～第４章）

５　計画策定における今後の審議予定等

（１）第37回分科会及び第51回社会福祉審議会全体会：令和８年11月10日（火）
パブリック・コメント案の承認

（２）パブリック・コメント手続の実施
令和８年11月13日（金）～令和８年12月３日（木）

（３）第38回分科会：令和８年12月24日（木）

（４）第39回分科会：令和９年１月21日（木）

（５）第52回社会福祉審議会全体会：令和９年２月２日（火）（予定）
社会福祉審議会から市長へ計画案の答申

（６）議会報告・計画公表：令和９年３月